

令和7年度第1回葉山町子ども・子育て会議議事録

日時：令和7年10月16日（木）10時～12時02分

場所：葉山町役場3階協議会室1

出席者【委員】：

寶川雅子会長、松尾真弓副会長、森田千穂委員、竹石素子委員、津田阿由加委員、白土はな委員、中村太郎委員、今井敏之助委員、川上大祐委員、野北康子委員、山浦彩子委員、千葉敦子委員、佐藤和宏委員、山岡明美委員、中野徹委員、守谷悦輝委員（16人）

※羽田志津枝委員、長谷川泰子委員（2人）は欠席

出席者【事務局】：

佐野秋次郎（福祉部長）、内藤丈裕（子ども育成課長）、柏木淳子（子ども育成課課長補佐）、小林拓人（子ども育成課課長補佐）、田村美穂（子ども育成課係長）

1開会

2あいさつ

事務局：定刻になりましたので、令和7年度第1回葉山町こども・子育て会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事録作成のため、会議の録音をさせていただきたいのですが、ご了承いただけますでしょうか。

（了承された）

それでは、はじめに福祉部長からあいさつをさせていただきます。

佐野福祉部長：皆さん、こんにちは。福祉部長の佐野です。委員の皆様には、お忙しい中、会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、委員の皆様のご協力により、今年の3月に「葉山町こども計画」を完成することができました。本当にご協力ありがとうございました。葉山町こども計画は令和7年度から令和11年度の5か年計画でございます。今年度からは、この計画に基づき進めていきますのでよろしくお願ひいたします。また、本日の「葉山町子ども子育て会議」は、今年3月までの子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告や令和8年度4月から開始する予定となっておりますこども誰でも通園制度についての意見交換をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせて頂きます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局：今回の会議は、今年3月末までの任期満了に伴い、新しい委員で開催する初めての「子ども・子育て会議」となります。任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日の3年間となります。委員の皆様、これからよろしくお願ひ申し上げます。それでは、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。時間の都合により委員の方の所属とお名前のみでお願いいたします。（自己紹介）

ありがとうございます。ほかに、羽田委員、長谷川委員の2名がおりますが、残念ながら今回はご都合が合わず、欠席となっております。それでも、過半数の出席があり、定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。

それでは、委員の皆様を委嘱させていただいて1回目の会議ですので、最初に 子ども・子育

て会議条例第4条の規定に基づき、会長及び副会長を委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様の中で、ご意見はございますでしょうか。

委員：令和7年度までの議論を踏まえて、引き続き、寶川先生に会長を、松尾先生に副会長をお願いできればと思います。

事務局：皆様、ご了承いただけますでしょうか。

(了承)

それでは、寶川会長、松尾副会長、引続きよろしくお願ひいたします。寶川会長と松尾副会長から一言ずつお願ひいたします。

(寶川会長・松尾副会長からあいさつ)

ありがとうございます。続いて事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に読み上げますので確認をお願いいたします。

(配布資料の確認)

資料について不足がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。大丈夫でしょうか。

(委員による確認がなされた)

事務局：それでは、以後の進行を会長にお願いいたします。

3 議題

会長：皆様改めまして、おはようございます。

今回は令和7年度第1回の葉山町子ども子育て会議になります。それではまず会議の公開・非公開につきまして、委員の皆様にご確認いたします。事務局から会議の公開・非公開につきまして、説明をお願いいたします。

事務局：はい。葉山町では審議会等の会議は原則として公開することとなっております。今回10月8日水曜日から10月15日水曜日まで、町ホームページで本日の会議の傍聴希望を募りましたところ1名の傍聴希望者がいらっしゃいました。この傍聴について認めてよいか伺います。

会長：はい。ありがとうございます。事務局から説明がありました通り、町の会議は公開が原則となっております。つきましては、公開として傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：はい。ありがとうございます。皆様の了承が得られましたので傍聴を認めてみたいと思います。それでは傍聴の方に入っていただきます。

(傍聴者着席)

傍聴される方は、お配りしました注意事項の内容を遵守していただきますようお願ひいたします。それでは議事を始めます。まず審議会につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは審議会についてご説明させていただきます。お手元の参考資料1をご覧ください。審議会について、葉山町子ども・子育て会議について、葉山町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、葉山町条例により設置された審議会です。この審議会は、地方自治法第202条の3に根拠を置く葉山町の附属機関で、各委員は葉山町の非常勤特別職の職員となります。審議会では、町長の諮問に応じて調査・審議をしていただき、その結果を答申、または意見として建議します。町長は、答申や意見を尊重し、最終的

な意思決定を行います。審議会は、要望・陳情の場ではありません。審議会での調査・審議の概要としましては、子ども・子育て支援事業計画の策定、各種基準に関する条例の制定、その他、子ども・子育て支援に関する施策全般。委員として守っていただきたいこととして、本町特別職の職員として、次の事項について厳守をお願いします。法令を順守し、本町の信用を失う行為はしないでください。審議会で知り得た秘密は守ってください。審議会委員でなくなった後も同様です。委員の肩書で政治活動や宗教活動は行わないでください。その他、委員名及び議事録は、後日、葉山町のホームページで公表します。公表時は、役職（会長、委員など）のみの記載とし、発言者の個人名が特定されないように注意します。

会長：ただ今事務局より、参考資料1に基づき審議会について説明がございました。今の説明でご意見ご質問等ありますでしょうか。

(特になし)

会長：よろしいでしょうか、ありがとうございます。

議題（1）子ども・子育て会議年間スケジュールについて

会長：それでは議題（1）子ども・子育て会議年間スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは資料1をご覧ください。子ども・子育て会議年間スケジュールについて説明させていただきます。こちら年度によって複数回開催予定がある場合にはそれぞれの予定内容についてご説明させていただいておりますが、今年度は本日1回のみの開催となりますので、本日の次第を記載しております。今年度は本日のみの予定とはなっておりますが、場合によっては年度内に必要に応じて再度開催させていただくこともありますと承知おきいただければと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今、資料1についての説明がございました。今年度の子ども・子育て会議のスケジュールについて、今年度は本日の1回のみを予定していて、場合により、追加で開催することもありうるという説明がありました。こちら何か皆様からご意見ご質問等ありますでしょうか。

(特になし)

会長：よろしいでしょうか、ありがとうございます。

議題（2）子ども・子育て支援事業計画（第2期）に基づく施策の進捗状況について

会長：議題（2）の「子ども・子育て支援事業計画（第2期）に基づく施策の進捗状況について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、子ども・子育て支援事業計画の令和6年度の進捗状況について、ご説明します。子ども・子育て支援制度は、「保育の受入人数拡大」「認定こども園の普及」「子育て支援の充実」を目指して、平成27年度に全国でスタートした制度です。町では、平成27年度から令和元年度を計画期間とする第1期計画、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期計画として事業を展開。7年度からは第3期計画を包含する形で葉山町こども計画としています。「子ども・子育て支援制度の事業の全体像」として大きい枠が二つあり、一つ目の枠「子どものための教育・保育給付」について資料2で、二つ目の枠「地域子ども・子育て

支援事業」について資料3で、令和6年度の実績状況をご説明していきます。

資料2をご覧ください。教育・保育及び地域型保育事業の実施状況です。

「事業の概要」は、町内の教育・保育施設と地域型保育事業の施設を類型別に記載しています。

幼稚園は、御国幼稚園が6年4月から「私学助成の幼稚園」から「施設型給付」に移行しています。またこの表は6年度までの実績なので反映していませんが、明照幼稚園が令和7年4月から「施設型給付」から「認定型こども園」に移行しています。

地域型保育給付には「小規模保育」、これは2歳児までの保育を行う施設ですが、長柄地区に「かもめと風保育園」が6年4月から開設。「一時預かり」についても「かもめと風保育園」にてこちらは6年6月から新たに始まっています。

次の「実施状況」で、6年度の施設型給付では、施設型給付園から幼稚園型の認定こども園へ移行を検討する事業者があると記載していますが、先ほど述べました明照幼稚園のこととで、7年4月に移行が済んでおります。

裏面は、「令和2年度から6年度における『量の見込み』と『確保方策の状況』」です。どれくらい保護者からの需要があって、それに対して町内の供給はどれくらいあるということを表したものです。

四角囲みが3つあり、上から、1号、2号、3号という区分に分かれています。この区分は、就学前のこどもを保育の必要性の有無で分けたものです。例えば、専業主婦のご家庭で子どもの保育をお母さんが行うことができる場合は「保育の必要性なし」となり、共働きで子どもの保育にあたれない場合は「保育の必要性あり」となります。保育の必要性ありの子どもで3歳未満が3号認定、3歳以上が2号認定、3歳以上で保育の必要性なしのお子さんは1号認定となります。

上の段、1号の表は、「量の見込み」が、1号認定を受けて町内にある5か所の幼稚園を利用した児童の数で、6年度の実績は208人です。「確保方策」は、5か所の定員合計で945人です。「確保方策」が「量の見込み」を上回っており、供給が必要に追い付いている状況です。

中ほどの囲み、2号の表は、「量の見込み」が、2号認定を受けて幼稚園での預かり保育を利用した児童の数92人と、保育所等の利用申込みをした児童の数216人の合計で、344人です。それに対する「確保方策」の合計は、369人です。「量の見込み」の「保育所等利用申込者数」216人の受入先は、保育を提供できる施設であるべきなので、「公立認可保育所60人」「私立認可保育所131人」「認可外保育施設50人」の合計241人となり、供給が足りているように見えますが、認可外保育施設の中には保育を提供する時間が短い施設もあり、朝から夜まで保育を提供できる施設となると認可外保育施設を除く191人となりますので、量の見込み216人に対する確保方策としては、供給が必要に追い付いていない状況といえます。

下の段、3号の表は、「量の見込み」が保育所の利用申込みをした児童の数で、195人。それに対する「確保方策」の合計は、185人で、供給が必要に追い付いていない状況ですが、その差は10人となっており、最大で37人の差があった令和3年と比較すると、小規模保育施設が令和4年、令和6年に開設されたことによって、年々差がなくなってきた状況です。

この「供給が必要に追い付いていない状況」というのが、待機児童の発生という形で現れ

ます。資料4をご覧ください。「葉山町の待機児童数の状況」ですが、こちらの資料では、令和6年度までの実績に加え、一番新しい令和7年4月入所の申込状況の結果についても記載しています。

令和7年度の待機児童数は、令和6年度から比較すると、0歳では3人から0人へ、2歳では7人から0人へ減らせたものの、1歳で4人となっております。

トータルでは、マイナス6人となりましたが、下の表をご覧ください。タテ列の一番右の令和7年度と、隣の令和6年度と比較すると、①の「保育所等利用申込者数」は、41人増えています。②の「利用児童数」は、保育所入所が決定した人数ですが、36人増となっています。①②それぞれ増えた要因としては、明照幼稚園が認定こども園化されたことにより、これまでの幼稚園として利用する教育利用だけではなく、保育園として利用する保育利用の枠が3歳児4歳児5歳児それぞれ13名ずつ、合計39名できたことで、そこを希望する方が増えたことによるものです。①から②を引いたのが③の「保留児童」になりますが、「保留児童」イコール「待機児童」とはならず、ここから④の「待機児童に含めない人数」を引いて⑤の「待機児童」に至ります。「待機児童に含めない人数」とは、保育所の申込はするものの育児休業の延長を希望しているとか、1か所の保育園だけ希望するとか、待機児童に含めない場合の定義を国が定めていて、これに該当するのが19人、差し引いて4人となります。ただ、待機児童に含めないとても保留児童であることは変わらないので、保留児童を含めて解消していくよう、対策を考えていかなくてはならないと思っています。

続いて資料3をご覧ください。計画冊子27ページの2つ目の枠「地域子ども・子育て支援事業」に列挙する①から⑬までの事業の実績を令和6年度の実施状況に絞って報告させていただきます。

一つ目「利用者支援事業」です。子ども育成課の保健師等が専門性を活かした相談や情報提供を実施しており、母子手帳発行の場面から始まり乳幼児全戸訪問事業をとおして、妊娠期から切れ目のない支援を実施しました。また、子育て支援センターぽけっとでは、子育てに関する相談を実施しています。さらに、子育てガイドブック「葉みんぐ」を配布し、情報提供も図っております。この葉みんぐは7年度に改訂を行い、つい先日納品されました。実績はご覧のとおりです。

次のページ、二つ目の「地域子育て支援拠点事業」は、ぽけっとや児童館・青少年会館において実施する「ひろば事業」で、乳幼児や保護者相互の交流を図る事業です。令和6年度は児童館・青少年会館の利用者は増えた一方で、ぽけとの利用者は減少となりました。

三つ目の「妊婦健康診査」です。令和6年度は、妊婦健診の助成額を増額しました。実績は、ご覧のとおりです。

四つ目の「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を子ども育成課の保健師が訪問する事業で、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行うものです。生まれたお子さん全員に訪問を行っております。

五つ目の「養育支援家庭訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業ですが、令和6年度の実績は0件でした。なお、令和7年度からは、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家

事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした葉山町子育て世帯訪問支援事業に事業拡大をして、事業開始をしております。要保護児童対策地域協議会は、代表会議1回、実務者会議3回、個別ケース会議12回、開催しました。昨年も報告させていただいたところですが、産後ケア事業の利用が、年々増えております。産後ケア事業は、出産後の母親と赤ちゃんを取り巻く身体的・心理的な回復と養育支援を産婦人科や助産院などの専門的な機関で行い、産後も安心して子育てできることを支える事業になりますが、令和6年度は宿泊型43日 デイケア型7日 ナイトケア型3日 訪問型22日の利用がありました。

六つ目の「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることができない児童を一時的に保護する事業で、町では令和5年度から幸保愛児園を受入れ先として事業を開始しました。令和6年度はショートステイ19日、トワイライト1日の実績でした。

七つ目の「ファミリー・サポート・センター事業」は、児童の預かりなどの援助を希望する保護者からの依頼と、その援助を担ってくださる支援会員との間の連絡・調整を行う事業で、利用実績は延べ1,940人、前年比プラス650人です。会員数は記載のとおりですが、支援会員の確保については、令和5年度は人数が十分に集まらず開催することができなかった子育て支援センターぽけっとでの支援会員養成講座を、6年度は教材費を無料化するなどの工夫を行い、無事人が集まり、開催することができました。

八つ目の「一時預かり事業」は、令和6年6月から新たにかもめと風保育園で実施されたことにより、延べ利用者数の合計として2,217人となり、前年比プラス183人でした。

九つ目の「延長保育事業」は、5年度まで町内の認可保育所5か所と小規模保育施設2か所の合計7か所で実施しておりましたが、令和6年度から新たに小規模保育施設である「かもめと風保育園」が開設されたので、合計8か所となっています。

十番目の「病児保育事業」です。町では現在、ファミリー・サポート・センター事業と葉山にこにこ保育園において、病気の回復期にある児童を保育する病後児対応型を実施しています。実績はご覧のとおりです。

一番目「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」です。一般的には学童クラブという名称で認知されているものです。町の直営4か所と民間6か所で実施しており、直営は4か所の定員合計125人に対して136人の登録、民間は6か所の定員合計236人に対して224人の登録となっています。なお、町の直営は、上山口児童館／下山口児童館／葉桜児童館／青少年会館で実施していますが、下山口児童館/青少年会館で定員を上回る申込みがあったため、待機が13人出てしまいました。

一方、民間で定員を上回る登録があるのは、一人当たりの面積基準ギリギリで定員を設定せずに余裕を持った定員を設定している放課後児童クラブにおいて、待機児童が出ている状況を鑑みて面積基準目一杯に受け入れてくださったためです。確保方策は、直営と民間の定員を合計した人数を記載しています。

次のページ、十二番目の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、世帯の所得状況等に応じて教育・保育に要する費用を助成する事業で、年収360万円未満相当の世帯又は年収に関わらず第3子以降の児童に対して、副食費すなわち幼稚園給食のおかず代について免除を実

施しています。新制度に移行していない幼稚園に在籍する 37 人への副食費免除が実績となります。なお、御国幼稚園が 6 年度から施設型給付に移行したため、今年度からは 3 園になります。

十三番目の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進する事業ですが、他の市町村の状況を見ても実施しているところが少なく、「量の見込みと確保方策」は立てていません。

以上、駆け足になりましたが、令和 6 年度の進捗状況の説明は以上です。

会長：はい、どうもありがとうございました。いまの事務局からの説明で、何かご意見あるいはご質問等ありますでしょうか。

委員：資料 2 の裏面ですが、1 号・2 号・3 号ともに計画値は低くて実績値が高い。これからについては計画値をもっと期待を込めて高くしてもよいのかなと思いました。

それから、資料 3 の②地域子育て支援拠点事業、広場事業の事だということですが、ぽけっとこの数字は単純に広場事業の人数なのか、一時預かり事業や相談事業で来館した者全ての数字なのか、教えていただきたい。

もう一つ、同じ地域子育て支援拠点事業の児童館について。1 日平均利用者が 1 館あたりになると 3 人程度。ぽけっとでも 7 ~ 8 人程度。もう少し頑張ってもいいのではないかなと思います。

④乳児家庭全戸訪問事業、とてもいいと思います。

⑤養育支援家庭訪問、資料で読む限りは少し残念だなと思っていたが、先ほどのご説明で 7 年度からは訪問・家事支援を実施されるところで、ワンオペになってしまふ育児をサポートするのはここだと思うので、安心しました。

⑥子育て短期についてはどれほどの予算で実施しているのか、知りたいです。

⑧一時預かり事業。かもめと風保育園で新たに始まって枠が増えたのはいいことだと思いました。

⑨延長保育事業。在宅ワークが増えたせいか、減っている。

⑩病児保育。色々な方がいる。感染症の児童だけではなく、集団生活ができない、例えば他の子と一緒に走り回れない骨折中の児童や、DV でメンタルを病んでしまっているお子さんのサポート、あと見落とされがちのが中耳炎。多岐に渡るので、いい事業だと思っています。学童クラブは、保育園の待機児童が一息ついた後の流れが学童に来ていると思います。

当方も二つやっていますが、学童のニーズが本当に多くて、そしてそこにどういう資質が必要かなって思います。ただ預かっておくだけではなく、いい保育ができれば午後が楽しみで学校に行くよ、みたいなお子さんもいるぐらいですからね。みなさん一生懸命おやりになってるので、ここはものすごく大事なところだと思っています。

それから、資料 4 ですが、令和 7 年度の 10 月 1 日の待機児童数がもしわかれれば知りたいです。以上です。

会長：はい、ありがとうございました。ただいま資料 2 に関するご感想、あと資料 3、4 に関する質問が 1 つずつありました。その他ご意見等もありました。事務局からよろしいですか。お願いします。

事務局：最初の 2 つの質問からご説明させていただきます。

まず資料2の裏面2ページ、計画値と実績値の乖離の状況についてですが、中間見直しがあったとはいえ少しづれが出てきてしまったことについては研究が必要かなと感じております。また今年度から5年間、新たな計画期間として、推計人口に基づいて量の見込み、確保の方策を出し、皆様に御協議頂いたところでございますが、既に推計人口に対して令和7年4月1日時点の児童数が既にずれが出てきてる状態ですので、こちらについては流れに注視しながら中間見直しなどを行いつつ精緻な数値を出せるよう努力していきたいと思っております。

また、2つめのご質問にありました資料3の3ページにあたります児童館、青少年会館、子ども・子育て支援センターぽけっとのことですが、ぽけっとの利用児童数はあくまで広場事業でお越し頂いた来館者のみを計上させていただいており、一時預かりなどでご利用頂いたお子様、保護者についてはこの数値から除いております。以上です。

事務局：資料3の⑤と⑥ですが、養育支援家庭訪問事業の方は、委員がおっしゃったようにヘルパー事業的なものを始めました。今までの養育支援家庭訪問事業の中の指導員という派遣だと、どうしても家事を指導するというような枠になり、「指導は要らない、手伝って頂ける人がほしい。」というのが今時のお母さんお父さんのニーズですので、年齢枠も18歳まででヤングケアラーにも対応できるような形で、新しい事業に今年度から変更しております。実績が今年度1家庭既に出ておりますが、目標とする所を保護者の方と話し合いながら行いますので、たくさんの家庭にどんどん入れるのはなかなか難しいところです。

それと⑥の子育て短期支援事業は、今年度は48万円の予算をとっておりますが、「利用したいならいいですよ。」と言えるものではなく、やはりご利用になる理由を伺い、「これを利用したからその後の子育てが乗り切れるね。」という方向に持っていくような利用の流れを相談させて頂いているので、場合によっては委託先が手いっぱい利用出来ない時もありますし、また、使い時について一緒に相談する時もあります。そのため実績は計画値より少なめにはなっていますが、利用の前後でかなり面談はさせていただく事業になっております。

会長：ありがとうございます。他にございますか。どうぞ。

委員：子育て支援センターの広場の利用人数が少なくなっているということについて、ぽけっとでもいつも理由や対応策を考えてきました。

一時預かり事業では0歳児が増え、相談が増え、発達の特性のあるお子さんの利用が増えております。そういうお子さんにじっくり係わる保育を行っています。また早いうちに預ける方や親子で習い事をする方が多くなっています。

その中の話で、同年代の子と集いたいという希望が多かったので去年から0歳児の集いに加え、1歳児の集い、2歳児の集い、外遊びの集いを新たに始めました。また、今年度から親子で離れて保育を体験するという事業を始めました。この目的は親子を離して保育を進めるということではなく、早くから預けたいという保護者の気持ちを受け止めて、「何故預けたいのか。」「預ける前に親子でどの様な関係を築いておくことが大切なのか。」ということを話せるきっかけになればいいと思い始めました。定員は10名ですがお子さんはお子さん同士、保護者は別室でスタッフと話す時間を設けています。その中で子育ての悩みや相談を受けることも多くなっていますが、早く預けてしっかりして欲しいとか軽をし

たいということよりも、預ける前はもっと親子の絆をしっかりと深めることが大切だとお話しします。

それがきっかけ作りになったかどうか分かりませんが、また広場に通うお子さんが増えてきました。ただ、あまり多くなるとお子さんに特性があると遊びに来にくいという方もいるので、どちらを大切にするか悩ましいところではありますが、待つだけではなく色々な働きかけをして来ていただかないと支援も出来ないので今後も努力をしていきたいと思います。

会長：ありがとうございました。その他ご意見ご質問等ございますでしょうか。

委員：NPOを運営しています。毎週ぽけっとが休みの日に外遊びの活動を続けているのですが、参加者が最近増えてきています。逗子葉山や各地から公的な所へ少し行きづらい子が来ることが多いです。これまで先生たちに話したり色々するけれど、少し馴染めないものを感じていたという親子の方がこちらでは居心地の良さを感じて頂いているようです。普段から利用者の方に対してはゆっくりとありのまま、そのまでいいよという思いで受け入れますのでそれが心地よい時間になっているようで、増えた要因だと思います。その中で一歳児の入園が難しいという声をよく聞きます。あちこちに相談しているが、なかなか良い所に巡り合わず、結果、たぶん19人の中に入ってると思いますが、保育園ではなく自分で見ることにしたという見えない負担が親御さんにかかっていると感じます。

あと子どもの貧困、不登校についてですが、資料を拝見したり事例を聞くと、助けてを言えない子、助けてと言って良いのかさえ気づかない親子がたくさんいることがわかってきました。ヤングケアラーとか貧困とか話題になっているけれども、それが日常生活になっている親子さんは、自分がヤングケアラーだとは思えない、貧困の状態にあることに気付かない。自分が助けてと言わなくてはいけないという存在だということに気付けていない。潜在的にこういった人たちがいることが、この計画には見えていない。この計画から制度から外れた子は見えていないと見落とされた計画だと拝見していました。「こども真ん中」と変わりつつある世の中で、葉山町の要保護の対策、民生委員さんと協力をしてキャッチするネットワークを作っていくとか、私どものような民間のNPOとか、連絡協議会みたいなことを計画して、公的なところではキャッチしていない情報をキャッチしているかもしれないNPOや広場をやっている人、子ども食堂をやっている人たちと意見交換会などがあってもいいのでは、現状が見えない計画になっているのではないかと感じました。ご検討いただけすると嬉しいです。

事務局：ありがとうございました。参考とさせていただきたいと思います。最近、居場所のことがクローズアップされてきました。町としても先日、葉山居場所プロジェクトの活動を拝見し、町内で活動されている方と連携ができないかなど、町としてどういった居場所が必要なのか、模索し始めている状況であります。民間の活動している方とも横の連携を取らせていただきまして、ご提案のあった連絡会議の場を作れないか考えていきたいと思います。

委員：葉山町は他の市町村と比べて、地域の人たちの手が温かくて、子育てるにはしやすい地域なんだなと思いますが、そういった子たちがまだまだ埋もれているのではないかと心配しています。私たちも20年活動していますが、ここ数年、手が差し伸べられているようで、実は差し伸べられていなかった子たちが来ているという実感を持っているので、汲み取りをしていただきたい。また、居場所も色々なタイプがあり、元気なお子さんたちが集っている

ところもあれば、問題を抱えていてもいいというところもあり、その辺りの温度差とか団体の雰囲気とか対象年齢とかも考えていただき、行政と民間が一緒にやっていかないと、狭間になっている子たちは救えないということにならないように、協力してほしいと思います。

事務局：私たちもどういったところから手を繋いでいったらいいのか、模索しているところで、また改めてご相談をさせていただきたいと思います。

会長：はい、ありがとうございました。私からも二点ほどよろしいでしょうか。

1点目は、資料3、⑥の子育て短期支援事業。現在葉山町でも実施されていますが、実はこの会議上で、ある委員の方が自分のまわりで両親が病気で子どもを預ける場所が無くて困っているご家庭がある、というご意見があったのをきっかけにこの支援事業が実施されることになりました。ですので、引き続き皆様には忌憚のないご意見をいただきたい、という願いがあります。

2点目は、資料3②地域子育て支援拠点事業でご発言がありましたが、子どもを預かる＝サポートの時代でしたが、預かるだけでなく、保護者、お子様一人一人の事情に応じてどのように預かるかサポートの仕方、質が問われている時代になったのかなと感じています。数は少なくなってきたとしても、サポートする量やエネルギーは増加傾向にあるのかなと、子育て支援だけではなくて、子どもを取りまく状況全体にあるのかなと実感しています。引き続きご意見いただきことで葉山町のいい方向に行くのかなと思っております。

委員：私は不登校の会のお手伝いをしていて、先日教育民生常任委員会で陳情があがりました。葉山町から不登校の保護者に対する金銭的な保護、援助のお願いと居場所を作つてほしいという陳情だったのですが、その中で一つ提案がありました。今空いている児童館に学校にいけない子たちが過ごせないか。いろいろなタイプの子たちがいるので、その子たちが全員行けるわけではないですが、一つの居場所として活用できるといいのではないかという話がありました。例えば児童館に週1回、元学校の先生が回っていき、勉強していく質問があったら聞きにいけるよといった話がありました。先ほど、児童館1日に3人しか利用がないという話がありましたように、こういうことも実現できるのではないかと話をさせていただきました。

議題（3）乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要について

会長：それでは、議題（3）の「乳児等通園支援事業」（子ども誰でも通園制度）の概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局：はい。お手元の資料5をご用意ください。「乳児等通園支援事業」通称「子ども誰でも通園制度」の概要について、かいつまんで説明させていただきます。

1ページ目、「はじめに」というところですが、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」とともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「子ども誰でも通園制度」が創設されました。

子ども誰でも通園制度は、令和7年度から、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として、全ての自治体で実施することとされています。

民間事業者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村児童福祉審議会等、これが葉山町ではこの場、子ども子育て会議となります。そこで意見聴取を経て、市町村長の設置認可を受ける必要があり、市町村条例で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に適合していることが条件となります。また、市町村による指導監査、勧告等の対象とされています。

続いて、2ページ目。それぞれの立場からの「意義」を説明させていただきます。

まず、子どもの成長の観点からの意義ですが、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られるといったことや、同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことが期待できる。といったことが挙げられます。

次に保護者にとっては、専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながることを期待できるといったことがあります。

続いて保育者にとっては、これまで接する機会の少なかった子どもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域の子どもの育ちのためにより広く發揮できるといったことや、また、事業者にとっては、昨今の少子化傾向により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させていく可能性が広がったりする。こういったことが期待されています。

続いて3ページ。制度の概要です。対象者は保育所等に通っていない、0歳6か月～満3歳未満児。利用可能時間は子ども一人あたり月10時間まで。保護者負担額として子ども一人1時間あたり300円が標準額となっています。利用の方法としては、利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する「定期利用」。利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する「自由利用」があります。実施できる施設は、保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等となっています。実施方法は、専任職員を配置し、在園児と合同（同じ部屋）で預かる「一般型（在園児と合同）」という方法。専任職員を配置し、専用室で預かる「一般型（専用室独立実施）」という方法。既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる「余裕活用型」という方法。

面積要件は0・1歳児が3.3m²/人、2歳児が1.98m²/人。配置基準は、0歳児が3：1、1・2歳児が6：1となります。

続いて4ページ。給付単価等について。実施施設では先ほどご説明させていただいた保護者負担額の他、実施状況に応じて、表に応じた金額の給付を受けることができます。基本額として例えば0歳児は1,300円と記載しておりますが、こちらは今年度試行的に実施している事業所への国単価となっています。6年度も試行的に実施しておりましたが、そのときは1時間あたり800円でした。8年度はもう少し上がるかもしれません、現状示されておりません。障害児等を受け入れる場合はそれにプラスして、右の表の単価が加算されます。また、生活保護世帯等は、保護者負担額についても下記表のとおり減免の制度がございます。

続いて5ページ。制度の実施にあたっては、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・施設・利用者が利用できる「子ども誰でも通園制度総合支援システム」

にて実施することとなります。

続いて6ページ目。これまで、これからスケジュールになります。7月24日に事業者向け説明会を実施しました。その後、8月13日～9月12日の1か月間、実施事業者を募集したところ、4施設より応募いただきました。そして本日10月16日「子ども・子育て会議」での意見聴取を行い、10月末までには事業実施事業者を確定したいと考えております。また、12月または2月の議会にて認可基準条例及び運営基準条例を制定し、2～3月頃に設置認可手続き。3月には制度周知とともに4月から利用できるよう利用者受付を開始したいと考えております。以上です。

会長：はい、どうもありがとうございました。ただいま、事務局からこども誰でも通園制度の概要についてご説明をいただきました。葉山町でも8年度から開始されることですが、今の説明で、制度に関して何かご意見・質問等ありますでしょうか。

委員：事業予定者の中に、子育て支援センターぽけっとが入っていますが、ぽけっとの一時預かり利用者は、逗子の方など、葉山以外の利用者が多くて、葉山の方が利用しようと思うと既にいっぱいになっていて利用ができないという声を聞いていました。「町」の施設だと考えたとき、こども誰でも通園制度の予定事業者になる前に、その辺りの整理をする必要があるのではないかと思います。葉山町に住んでいるご家族が利用しやすい施設なのかどうか。私も施設の立ち上げの時は、葉山町の方に限定するのはどうなのか、ハードルを設けないほうがいいのでは、という意見でした。しかし実際、葉山の子どもたちが利用したいときにできないというのはどうなのかな、と感じており、整理が必要であると思います。

会長：ただいまのご意見は議題5に繋がっていくと思いますので、議題5で改めて議論したいと思います。資料5についてご意見ありますでしょうか

委員：資料5の4給付単価について、利用料で文章には、家庭状況によって下記の額を減額と書いてあるんですが、生活保護世帯が1時間300円お支払いするかのように見えてしまうので、軽減額と表記するか、実際に利用する方の利用料は0円になる、という形でお願いしたい。

誰でも通園制度は、仕事をしていない人がメインになると思うので、1時間300円はすごく大変だと思います。広場をやっていて1日300円でも大変なのに、例えば一般世帯でも葉山町が加算して、その分の利用料を減らし、業者に給付するか分からないのですが、葉山町に配慮してもらいたい。

事務局：減額なので、利用料としては生活保護世帯は0円になります。標記の仕方は今後工夫させて頂きます。利用料については、ご意見としては受け止めさせていただきますが、まずは「こども誰でも通園制度」を国の示す形で進めさせていただいて、制度を定着していかなければと考えております。その後に、状況に応じて軽減策等を考えていければと思います。

委員：私からも2点あります。1点目は、医療的ケア児や障害児についてどういった対応になるのか。令和7年度にモデルとしてやられている自治体もあるようですが、その現状を教えていただければと思います。

2点目は、要支援、要保護家庭について、こちらは、要対協の方になるのでしょうか。

事務局：令和7年度試行しているところは、こども家庭庁からの公募で手を挙げた市町村となっており、近隣では横浜市、厚木市等で実施されています。そういうところの状況について

聞いた話では、受け入れ施設として手を挙げてみたものの、利用者が少なくやめましたというところもあるようです。加算分に関しては、あくまでも受入れが可能な施設が無ければ受け入れられない、となろうかと思います。そういうお子さんたちが利用したいとなれば、私どもでもどういった施設があるのか、把握に努めたいと思います。

事務局：加算につきましては、要支援家庭のお子さんについては、どこまでを対象とするか他の市町村でも悩みどころとなっており、要支援家庭の加算が難しいので障害児加算と医療的ケア児加算のみ行うという市町村もあるようです。葉山町でもどういった運用ができるか今後精査させて頂きたいと思います。

委員：医療的ケア児には、看護婦さんがつくとかあるのでしょうか。痰の吸引とか保育士ではできないことが発生すると思いますが。

事務局：この加算の2400円は、看護師の時給相当と思われます。元から医療ケア児を見ているところであれば、看護師が常駐のところもあるので、そういう施設で受け入れてくださることを想定しています。児童発達支援として医ケア児の利用できるサービスもありますが、そういうものを利用しながら、こども誰でも通園制度も利用するという方は、今のところはしばらくいらっしゃらないかなと考えています。

委員：議題が移る前に一言だけ。先ほどのぼけっとの一時預かりについてですが、町外のお子さんをお預かりしているのは、確かに0ではありません。ただ、そういうお子さんがたくさんいるから予約できないというのは、また少し違います。定員いっぱいの日はお断りすることになりますが、よくお話をこの日でしたらお預かりできますよと提案して、できる限り利用できないということが無いように、努力と工夫はしています。

会長：では、お時間も限られていますので次の議題に行きたいと思います。ご意見質問等ありましたら、机上の質問票を活用していただければと思います。

議題（4）葉山町こども計画の計画変更について（乳児等通園支援事業部分）

会長：それでは、議題（4）の「葉山町こども計画の計画変更について（乳児等通園支援事業部分）」事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料6修正版をお手元にご用意ください。

葉山町こども計画の計画変更について。変更の対象は乳児等通園支援事業部分でございます。令和8年度から乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）が創設されることに伴い、「基本指針」と呼ばれるものが参考資料2のとおり改正され、令和8年4月1日から適用されます。基本指針の改正に関する国の通知に関しては、参考資料3をご覧いただければと思います。この通知の中で、市町村子育て支援事業計画について、乳児等通園支援事業に関する部分に対し必須記載事項として新たに位置付けられるものがあることから、計画を定めたばかりではありますが、乳児等通園支援事業を実施するにあたっては計画を変更するよう求められています。

基本指針の改正内容について、市町村子ども子育て支援事業計画の必須記載事項が3つあります。

1. 各年度における乳児等通園支援の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
2. 乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載すること。

3．乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供する体制に関する事項を位置付けること。こちらの三項目となっております。

2ページをご覧ください。葉山町こども計画上の変更案についてご説明させていただきまます。まず記載事項の変更についてですが、1つ目に対応する部分につきましては、【各年度における「量の見込み」の算定にあたっては、国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』に基づき算出します。】こういった文言を加えさせていただければと思います。

2つ目につきましては【町全体の提供体制の確保にあたっては、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所などに対しても事業者説明会を開くなどの働きかけを行い、多様な主体に対しての制度理解を図ることで、円滑な事業参入を促します。】こういった文言を加えさせていただければと思います。

3つ目につきましては、2項目ほど付け加えさせていただければと思います。【乳児等通園支援事業者に対し幼稚園・保育園連絡会議等へ出席するよう調整し、教育・保育施設との連携を図ることで、円滑な接続に配慮します。】それから【乳児等通園支援事業を幼稚園、認定こども園にて実施する場合には、当該施設を利用していた児童について、3歳到達後も1号認定にて引き続き利用できるような体制を整えるよう、働きかけます。】こういった文言を付け加えさせていただければと思います。

それに伴って3ページ。量の見込み、確保方策の年度別見込量も変更させていただきたいと考えております。基本指針の改正に伴って、国が示す量の見込みの算出の考え方につきましても、参考資料4のとおり、改訂版バージョン3が令和7年9月29日付で発出されております。その考え方によれば、現行計画は0歳から2歳の未就園児を対象児童としていますが、0歳6か月から2歳児の未就園児を対象児童とし各年度の対象年齢ごとに算出させていただきます。3ページで現行計画の算出方法を記載しておりますが、次の頁で変更案の方法を示させていただいております。

これまでの話をまとめさせていただいた計画変更案が5ページとなります。ご参考として6ページに現行計画を記載しております。以上です。

会長：ただいま、事務局から葉山町こども計画の計画変更についてご説明をいただきました。こども誰でも通園制度を実施するにあたって計画の変更が必要ということで、最後のページ6ページが現行案で、それに対して5ページに変更案をお示しいただきましたが、何かご意見・質問等ありますでしょうか。

会長：よろしいでしょうか。それではこの変更案にて進めていただければと思います。次に行きたいと思います。

議題（5）こども誰でも通園制度実施予定事業者について

会長：それでは、議題（5）の「こども誰でも通園制度実施予定事業者について」事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料7修正版をお手元にご用意ください。こども誰でも通園制度実施施設について説明します。4施設から応募があり、表の1～4の施設となります。

1、長柄の認可保育所、葉山にこにこ保育園。

- 2、長柄の小規模保育施設、かもめと風保育園。
- 3、堀内の幼稚園型の認定こども園、明照幼稚園。
- 4、一色の地域子育て支援拠点、子育て支援センターぽけっと。

この4施設から応募いただきました。実施方法は、余裕活用型ではなく、一般型の専用室で行う方法、合同で行う方法となります。利用方法は、どちらも対応してくださる施設、自由利用をメインとする施設、定期利用をメインとし2歳児をプレ保育のような形で受け入れることを想定している施設と様々です。一日の最大定員、受入れ年齢については表のとおりです。明照幼稚園は火曜、金曜の10時～12時の2時間となっております、他の施設については、基本日中預かりしてくださることになっております。にこにこ保育園については、預かり可能時間の間で、1人1日最大3時間までとなっております。現在認可について審査中ですが、4カ所すべてが乳児等通園支援事業を行うための職員配置要件や設備面積等と適合している見込みとなっております。認可の決定はこちらの意見交換後させていただきます。既に施設類型による事業を実施している施設内において、専用室や在園児と合同の部屋で実施するものであり、当該事業を実施するにあたり、新たな施設を開設することや、既存施設の改修を実施する予定はございません。

葉山町こども計画上、令和8年度確保の方策は資料6の変更案により、1日13人しておりますが、上記施設の受入れ時間から算出した定員は1日11人となります。以上です。

会 長：ただいま、事務局からこども誰でも通園制度実施予定事業者について」ご説明をいただきました。4つの施設から応募があったとのことですが、今の説明で、何かご意見・質問等あれば伺いたいのですが、まず、忌憚のないご意見をいただくため、委員の皆様の中に応募された施設の法人関係者がいらっしゃるかと思いますので、一旦ご離席いただきてもよろしいでしょうか。

(委員の了承を得てから、2名の委員に一旦ご離席いただく。)

それでは改めて、今の議題に対して何かご意見・質問等ありますでしょうか。

委 員：子育て支援センターの性格、役割、(指定管理ではありますが)葉山町の施設と考えたうえで、こちらで預かるお子さんが逗子とか他の地域の方の受入れを町としてどう考えていくのか。葉山の子どもたちが利用できないという声がある中で、町内の施設だということで、利便性、優先的に考えることが一つあってもいいのではないかでしょうか。この制度は、国の制度なので、逗子市や他の市町村でもやるわけなので、逗子市のお子さんは逗子の施設を使って下さいと案内の紹介もできるのではないかと、検討していただきたいです。

事務局：こども誰でも通園制度につきましては、全国一斉に始まるもので、逗子の方が葉山の施設を利用することは、システムの中ではできてしまいます。システム上や制度上で町内の方を優先するような設定ができるのかどうか確認しながら、検討させていただきたいと思います。

委 員：ぽけっとで、こども誰でも通園制度が町外の児童も受け入れなくてはならないというシステムであるならば、一時預かりは葉山町のお子さんを優先にするという判断はできるのではないかと思っていまして、利用者が、葉山の子どもたちが行くところが無くて困っているという現状を考えてもらいたいです。

委 員：こども誰でも通園制度で、逆に逗子市の施設を葉山町民が利用することもできるのですか。

事務局：おっしゃるとおりです。

委 員：公平性の観点で、葉山は葉山の児童だけとするみたいなことがあると、他との調整がでてくるのかなと思います。

また、資料7①現在認可については、審査中ですが、と記載がありますが、さっき看護師さんがいるのかいないのかという話がありましたが、4カ所全てがというのはスペックの判断だと思うのですが、それ以外の審査はどういうところで、審査がされているか教えてください。

事務局：認可のための審査につきましては、申し込みしてくださるとき申込書のなかで事業計画書としてどういった形で実施するかということを細かくお聞かせいただきており、国の基準に基づいて一つ一つ問題がないか審査させていただいております。本日、意見収集させていただき、反映させていただいた後実施事業者を確定し、国の基準に準ずる形で作成する予定の町の条例が制定されしだい、正式な認可をする、という形で進めさせていただいているところであります。

会 長：そのほか意見ござりますか。

委 員：逗子や横須賀の施設も利用できるのであれば、例えば葉桜の人が、ぽけっとまで行くのは難しい。公共交通バスとかがないので、逗子に近い人は逗子に行けるというメリットもあるのかなと思います。横須賀に近い人が横須賀に行ける、赤ちゃんを抱えていたりするとそういうこともあるかと思います

会 長：それでは、議題（5）は以上とさせていただき、次の議題に移らせていただきたいので、ご離席いただいた委員の方に戻っていただきます。

（入室、着席）

議題（6）その他

会 長：それでは、議題（6）の「その他」ですが、本日出席の委員の皆様から何かあればお話を伺いたいのですが、いかがでしょうか？

委 員：先ほどヤングケアラーというキーワードが出てきました。学童をやっていて、子ども自身はヤングケアラーになっていることは感じてはいなく、親御さんは薄々感じてはいるが、どこにどう相談したらいいかわからない、という方がいます。今年も学童のキャンプをやるんですけども、お金の都合で参加ができない家庭があったりします。そういうはざまに入るお子さんたちを私たちがどうやって吸い上げていくのか、どうやって見つけてあげて、どういうような手を差し伸べてあげればいいのか。今日ご飯が食べれなかつたとか、夕飯が食べれなかつたとか。ご家庭の考え方方がそれぞれで、難しいラインではあるんですが、やはりお子さんには、満腹に食べて、おやすみという、元気に過ごせる環境を整えてあげたいなと思います。先ほどの、学童の支援のところ、微力ではありますがお手伝いできることがあればと考えております。

委 員：本題の意見にもありました、食事がままならないということに関しては、社会福祉協議会は相談があれば、ご支援させていただきたいと思います。しかし、相談がないと家族の方や子どもたちと会うことができません。子どもがいる人たちで食事が困っているとなれば、お米の寄付とかもございますので、先生方からこんなご家庭があるよと相談いただけれ

ば、ご寄付を回すことができますので、ぜひおっしゃっていただければと思います。

会長：「気づく、繋ぐ」を考えさせていただきました。他にありませんか。

委員：ヤングケアラーとか食事ができないとか、家のことを負担でやっている子どもたちで私は現状をつかめていないですけれども、葉山町の中でそういうケース、今どのくらい把握できているのでしょうか。

事務局：数としての把握は難しいです。計画を作るにあたり、貧困の項目を入れたんですが、思ったようには出てこなかったのが現状です。表面には出てこない、誰にも相談しないというご家庭がかなり多いのではないかと思っています。相談の中では、個々のケースで把握していますが、把握したからとてすべてが支援を受けてくれるわけではない、お米の受領も人づてに頼むこともありますが、行政からの支援を拒否されるご家庭もありますので、繋ぐというところで行政だけでなく、民間のみなさんの力も必要になってくる場面が多い分野だと思います。

委員：難しいですね

会長：ありがとうございました。お時間の関係もありますが、そろそろこちらの議題についてはよろしいでしょうか。

では、これで予定していた議題は終了しました。委員の皆様のご協力により、ほぼ予定どおり終了することができたことをお礼申し上げます。ここで進行を事務局に戻します。

事務局：会長ありがとうございました。本日の議題にご意見等ございましたら、別紙に記載しました要件に従いまして10月24日(金)までにご提出いただければと思います。また、計画変更についての今後の進め方は、会長と事務局に一任させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

ありがとうございます。それでは本日の子ども・子育て会議は終了となります。来年度については時期が決まりましたら改めて日程調整を行いますのでご承知おきください。

本日はありがとうございました。

全員：ありがとうございました。

以上